

川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、川崎市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）の策定に向けて、協議・検討を行うことを目的として、川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 関係課長会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 再犯防止推進計画の策定に向けた協議・検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 関係課長会議は、座長、副座長及び関係課長をもって構成する。

2 座長は、健康福祉局地域包括ケア推進室長をもって充てる。

3 副座長は、健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域福祉〕をもって充てる。

4 関係課長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 関係課長会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 関係課長は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。

4 座長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、前条に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 関係課長会議において、協議・検討した内容は、適宜、川崎市再犯防止推進会議に報告するものとする。

(事務局)

第6条 関係課長会議の事務局は、健康福祉局地域包括ケア推進室とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、関係課長会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	総務企画局都市政策部企画調整課長
2	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長〔組織・定数〕
3	財政局財政部財政課長
4	総務企画局人事部人事課長
5	財政局資産管理部契約課長
6	市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長〔地域安全〕
7	市民文化局人権・男女共同参画室担当課長〔人権・同和・平和〕
8	経済労働局労働雇用部担当課長〔雇用〕
9	健康福祉局総務部企画課長
10	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔保護指導〕
11	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
12	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔ケアシステム〕
13	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域保健〕
14	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕
15	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
16	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
17	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
18	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
19	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課長
20	こども未来局総務部企画課長
21	こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利〕
22	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕
23	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長
24	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
25	教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長〔指導調整〕